

(参考様式第9号の2)

2026年度支援業務に係る事業計画

2026年 6月 1日から 2027年 5月 31日まで

株式会社 FCK

1 事業実施の方針

- ・高齢者に対しては、見守りシステムを推奨し確実に実施することで未然に防げる事案を増やしていきます。そのために高齢者には入居時には必ず加入していただくようお願いいたします。自社管理物件以外の居住に関しても、65歳以上の方を対象とした見守りプランを実施し、住居における高齢の住宅確保要配慮者の安否確認をおこなう。
- ・身寄りのいない、友人もいない方へ、申込みの際、緊急連絡先になり審査承認をいただく、緊急連絡先代行業務をおこない、緊急連絡がないために居住できない方を減らす。
- ・外国人の入居中のトラブルが多いため、福岡市、北九州市にある日本語学校と連携し外国人入居者が起こす可能性があるトラブル時に弊社と協力して解決していただけるようなサポート体制の構築をおこないます。そのために日本語学校との連携をおこまいます。
- ・地域の自立支援を主とした機関と連携をおこない、低所得等にて自立できない方の自立支援のサポートを連携を組んでおこなう。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務					
法第62条第二号に掲げる業務	① 住宅支援相談窓口や日本語学校といった支援者をサポートする団体から紹介いただいた支援者に対して情報の提供、相談をおこなう。 ② 緊急連絡先がない方に関して緊急連絡先代行をおこなう	① 事務所 ② 事務所	① 2人 ② 2人	① 紹介いただいた支援者。50人 ② 自社、他社管理物件対象者。20人	320千円

法第 62 条 第三号に掲げる業務	① 見守りシステム 月 2,000 円 週 2 回電話確認 ※2 回連絡がつかない場合は訪問確認を実施。	① 事務所	① 3 人	弊社管理物件の 65 歳以上の高齢者対象。 100 人	400 千円
法第 62 条 第四号に掲げる業務	弊社連絡先を共有し、入居中の相談窓口として対応。	① 事務所	① 2 人	管理物件に入居中の支援対象者。 200 人	120 千円
法第 62 条 第五号に掲げる業務					
法第 62 条 第六号に掲げる業務					

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市の住宅支援相談窓口に対して支援対象者の部屋探し需要が生じた際、弊社と連携して部屋紹介をおこなうよう要請。 ・各区役所、市役所内の保護課と連携して、生活保護受給による入居者の階差保険、保証会社等の加入サポートを実施する。
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援活動に理解を得られた不動産会社と連携し、支援対象者向けの物件を紹介いただく。 ・債務保証会社と連携し、保証審査の際の条件の見直し、設定を行う。 ・債務保証会社と連携し、緊急連絡先を用意できない方に対するの緊急連絡先代行サービスを検討。 ・日本語学校と連携し、外国人留学生の入居中の支援活動に関して一定の協力を要請、入居中のトラブルに対して学生をサポートいただく仕組みを提案。

<p>人材育成 支援業務に係る 人材の確保及び資 質の向上に関する 取組について記載 してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社内にて毎週支援業務に関してのミーティングを実施。 ・マニュアルを作成し、業務をおこなう社員が円滑にできるようにする。
--	---

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。